

中期経営計画

平成30年4月1日

旭橋都市再開発株式会社

「旭橋都市再開発株式会社 中期経営計画」

1. 会社設立の目的

旭橋都市再開発株式会社は、都市再開発法第2条の2第3項に基づき、「モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業」の施行を主たる業務として平成15年9月1日に設立。

2. 会社の概況

モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業については、南地区が平成24年4月に竣工した。

北地区については、平成26年3月に施行認可、平成27年3月に権利変換計画の認可を受け、平成27年度から本体工事に着手し、平成30年8月末の竣工に向け順調に進捗している。

3. 計画の期間

平成30年度～平成34年度(5年間)

4. 中期経営計画

(1) 再開発事業

- ・ 北地区(A街区)について、平成30年8月末の本体工事竣工に向けて取り組む。
- ・ 権利者会議を通じてA街区管理組合の設立と区分所有者の開業に向けた調整支援を行う。
- ・ 県及び市が整備する歩行者デッキについて、県・市と連携し早期供用開始に向けて取り組む。
- ・ 会社が取得予定の駐車場及び新事務所について、取得のための資金調達、駐車場の開業、新事務所への移転に取り組む。

(2) 自主事業及び受託事業

- ・ 再開発事業終了認可後、会社存続に向けて、駐車場等の自主事業及び管理組合等からの受託事業を主とする定款の事業目的の変更を検討する。
- ・ 再開発地区全体の一体的連携・発展を図る観点から北地区(A街区)を含めた統括管理業務及び駐車場事業に取り組む。
- ・ 会社の経営基盤強化のため、社内体制の強化を図り、適正利益の確保と自己資本の充実強化に取り組む。